

窓口で手続きをする人は??

登録者本人

代理人

どのような場合??

初めての  
印鑑登録

印鑑を変える

印鑑登録証・印鑑  
を失くした

病気やその他、やむをえない理由により  
本人が代理人に手続きを依頼する場合

申請に必要なもの、  
持ってくるものは??

- ① 登録する印鑑
- ② 本人確認できる  
顔写真付きの証明書

- ① 登録する印鑑
- ② 本人確認できる  
顔写真付きの証明書
- ③ 印鑑登録証
- ④ 旧の登録印鑑

- ① 登録する印鑑
  - ② 本人確認できる  
顔写真付きの証明書
- ※旧登録証・旧印鑑が  
ある方はご持参下さい。

- ① 登録する印鑑
  - ② 代理人の印鑑（認印可）
  - ③ 代理人選任届
- ※ 代理人選任届とは、委任の旨を証する書面のこと  
です。

**登録者本人がすべて自書・押印してください。**

※ 代理人選任届は、磐田市役所市民課、福田支所・  
竜洋支所・豊田支所・豊岡支所の市民福祉グルー  
プに備えてあります。

※ 本人が自筆・押印できない場合は、第三者の代筆  
による代理人申請となります。

＜上記②の、「本人確認できる顔写真付きの証明書」とは??＞  
官公署で発行された有効期限内の顔写真付きの証明書のことです。  
 例) 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、マイナンバーカード等  
 ※ 保険証は顔写真付きではないため、「本人確認できる証明書」とはなりません。

上記②の「本人確認できる顔写真付きの証明書」がない場合、保証人による登録が可能です。  
 申請書の保証人欄へ、保証人による登録印の押印および印鑑登録証番号・氏名・住所の記載が  
 必要となります。(保証人は、現在磐田市にて印鑑登録をしている人)  
 また、登録者の本人確認書類1点(健康保険証・年金手帳等)をご持参ください。

◎顔写真付き証明書を持っておらず保証人もいないとき  
 ◎代理人による申請のとき  
 上記の場合は、登録申請時に照会書(回答書)を登録者本人宛に郵送します。(通常2~3日か  
 かります)照会書が届きましたら、必要事項を記入の上、登録者本人または代理人が回答手続きに  
 窓口までお越しください。  
 《回答時の持ち物》  
 ・必要事項記入済の回答書  
 ・登録印 及び 登録者の本人確認書類1点(健康保険証・年金手帳など) ※**原本のみ有効**  
 代理人申請の場合は上記持ち物に加え、  
 ・代理人の印鑑 及び 代理人の本人確認書類(運転免許証・健康保険証など) ※**原本のみ有効**  
 をご持参ください。

顔写真付き証明書で本人確認  
できたとき、または保証人によ  
り申請者が保証されたとき

印 鑑 登 録 証 ( カ ー ド ) の 交 付